

「生活のきまり」について

中学校での生徒たちの生活が規則正しく自主的に送れるように、以下のような事柄について「生活のきまり」として“生徒手帳”に記載し、折にふれて指導しています。保護者の皆様にも中学校の方針をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。また、ご不明な点等がございましたら、学校までお申し出下さい。

「生活のきまり」の項目

<1> 通学

1. 定められた身なりで登下校する。
2. 始業は8時15分とする。
3. 登下校には、きめられた通学路を通ること。寄り道、買い食いはしない。
4. 自転車通学は禁止する。ただし、次の場合は認める。
 - ◎ 柳川より西の生徒・小曾木、富岡地区の都道まで2km以上の生徒。
(この場合は、柳川、及び都道で自転車を預け、あとは徒歩、またはバスとする。)
 - * 自転車はいつも点検し、変形ハンドル・変形ヘルメットは、禁止する。なお、ヘルメットを常時着用する。

<2> 校内生活

●学習

1. 授業に必要なものを持ってこない。
必要以上のお金、携帯電話、カード、ゲーム、マンガ、お菓子、タバコ、ライター等。
2. 授業の始めと終わりのあいさつをきちんとする。
休み時間は、用便・連絡・次の授業の準備などの時間である。始業のチャイムで着席する。

●生活

1. 生徒手帳は、いつも携帯する。
2. 欠席する場合は、保護者が電話等で必ず連絡をする。遅刻者は、生徒手帳に理由を記入し、担任に提出する。早退者は、同じ手続をし、許可を受けてから早退する。
3. 持ち物
 - ア. 持ち物にはすべて記名する。
 - イ. 平常は肩かけカバン、学生カバン、またはそれに準ずるカバンで登校する。カバンは自由とする。
教室のロッカーに収納できる大きさのもの。
4. 特別教室を使うときは、先生の許可を受ける。必要なとき以外、特別教室やその他の教室には入らない。

5. 校具… (生徒手帳に記載されている。省略)
6. 昼休み、晴天の日にはできるだけ校庭で運動をしよう。雨天の日には図書室の利用や教室内の読書をしよう。
7. 拾得物や遺失物は先生に届ける。
8. 終礼後は、すぐに下校する。
 - ア. 放課後、学級活動などを行う場合は、担任 (担当) の許可を得る。
 - イ. 定期テスト1週間前から、放課後の活動は原則として禁止する。
9. 部活動は顧問教師の許可により活動できる。

< 3 > 身なり

1. 服装

* 2・3年

- ・男子は、標準服。ワイシャツ (白)。夏はスラックスにワイシャツまたはポロシャツ (白)。
- ・女子は、標準服。ワイシャツ (白)。夏は夏服スカートにワイシャツまたはポロシャツ (白)。夏冬どちらもスラックス着用可とする。

* 1年

- ・冬は標準服。夏はスラックスまたはスカートにワイシャツまたはポロシャツ (白)。
- ・冬の標準服着用時は、ネクタイまたはリボンをつける。

* 全学年

- 登下校も含め、通常の学校生活は上記の標準服で過ごすことを原則とする。
ジャージや体操着のまま学校で過ごさず、標準服に着替えること。
- 部活動の朝練習がある場合は、部活動のユニホーム、ジャージでの登校を認める。部活動後の下校もこれに準じる。

※細すぎる (太すぎる) スラックス、長すぎる (短すぎる) スカート、派手なベルトは避け、だらしない服装にならないようにする。

※女子のズボン着用を認める。(2・3年生は標準服に合うように、各自 市販のものを用意する。)

※冬の防寒具 (コート類) やレインコートは、登下校時のみの着用とする。

※熱中症対策、防寒対策として、登下校時、帽子をかぶってもよい。

※寒いときには、セーターやベストを着用しても構わない。(色は白・黒・紺または灰色の無地とする。ブレザーから出ないようなものを着用する。)

※女子は防寒用にストッキング、タイツ、スパッツを着用してもよい。(色は肌色、黒で無地のものとする。)

2. 靴下は、白、黒、紺でワンポイントまで。スニーカーソックス (くるぶしソックス) でもよいが、儀式のときは着用しない。
3. 髪は中学生らしく、清潔でさっぱりとした髪型とし、伸ばしすぎたり過度に手を加えない。(長い髪は、黒・紺・茶色の髪ゴムで束ねる。脱色・染色・パーマ等、頭髪の加工は禁止。)